

議案第 3 2 号

交野市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

交野市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

条例案……別記

平成 3 0 年 3 月 8 日提出

交野市長 黒 田 実

提案理由 持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律及び国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行いたいため。

## 交野市国民健康保険条例の一部を改正する条例案

### 交野市国民健康保険条例の一部を改正する条例

交野市国民健康保険条例（昭和55年条例第32号）の一部を次のように改正する。

「第1章 本市が行う国民健康保険」を「第1章 本市が行う国民健康保険の事務」に改める。

第1条（見出しを含む。）中「国民健康保険」の次に「の事務」を加える。

「第2章 国民健康保険運営協議会」を「第2章 交野市の国民健康保険事業の運営に関する協議会」に改める。

第2条の見出し中「委員の定数」の前に「協議会の」を加え、同条中「交野市国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）の委員」を「協議会」に改め、同条を第2条の2とし、第2章中同条の前に次の1条を加える。

（交野市の国民健康保険の運営に関する協議会の名称）

第2条 交野市の国民健康保険事業の運営に関する協議会は、交野市国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）という。

第8条第1項中「40,000円」を「50,000円」に改める。

第12条の2中「被保険者である世帯主及びその」を「世帯主の」に、「第29条の7第1項」を「第29条の7第1項第1号」に、「同項に規定する後期高齢者支援金等賦課額」を「国民健康保険法施行令第29条の7第1項第2号に規定する後期高齢者支援金等賦課額」に、「同項に規定する介護納付金賦課被保険者」を「国民健康保険法施行令第29条の7第1項第3号に規定する介護納付金賦課被保険者」に、「同項に規定する介護納付金賦課額」を「国民健康保険法施行令第29条の7第1項第3号に規定する介護納付金賦課額」に改める。

第12条の3中「規定する者」を「規定する退職被保険者等（以下「退職被保険者等」という。）」に改め、同条第1号及び第2号を次のように改める。

(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額

イ 療養の給付に要する費用（一般被保険者に係るものに限る。）の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額

療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用（一般被保険者に係るものに限る。）の額

ロ 国民健康保険事業費納付金（法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の7第1項の国民健康保険事業費納付金をいう。以下この条において同じ。）の納付に要する費用（府が行う国民健康保険の一般被保険者に係るもの限り、府の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）、高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）の額

ハ 法第81条の2第4項の財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額

ニ 法第81条の2第9項第2号に規定する財政安定化基金事業借入金の償還に要する費用の額

ホ 保健事業に要する費用の額

ヘ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）の額（退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額並びに府が行う国民健康保険の一般被保険者に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（府の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）及び退職被保険者等に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の額を除く。）

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

イ 法第74条の規定による補助金の額

ロ 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（府の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このロにおいて同じ。）に係る

ものを除く。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。)の額

ハ 法第75条の2第1項の国民健康保険保険給付費等交付金(二において「国民健康保険保険給付費等交付金」という。)(退職被保険者等の療養の給付等に要する費用(法附則第22条の規定により読み替えられた法第70条第1項に規定する療養の給付等に要する費用をいう。以下同じ。)に係るものを除く。)の額のうち、次に掲げる額の合算額を除く額

(1) 国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令(昭和34年政令第41号。

以下「算定政令」という。)第6条第6項第1号に掲げる額(規則で定める額を除く。)

(2) 算定政令第6条第6項第2号に掲げる額

(3) 算定政令第6条第6項第3号に掲げる額

ニ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項の規定による繰入金及び国民健康保険保険給付費等交付金(退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。)の額並びに算定政令第6条第6項第1号(規則で定める額を除く。)、第2号及び第3号に掲げる額を除く。)の額

第13条中「(法第8条の2第1項に規定する退職被保険者及び同条第5項に規定する退職被保険者の被扶養者をいう。以下同じ。)」を削る。

第16条第1項第1号中「一般被保険者に係る基礎賦課総額の100分の52に相当する額を基礎控除後の総所得金額等(国民健康保険法施行令第29条の7第2項第4号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則第32条の9に規定する方法の例により補正された後の金額とする。)の総額で除して得た数」を「100分の8.30」に改め、同項第2号中「一般被保険者に係る保険料の賦課総額の100分の33に相当する額を当該年度の初日における一般被保険者の数で除して得た額」を「一般被保険者1人につき28,230円」に改め、同項第3号中「定めるところにより算定した額」を「掲げる額」に改め、同号イ中「一般被保険者に係る基礎賦課総額の100分の15に相当する額を当該年度の初日における一般被保険者が属する世帯の数から特定同一世帯所属者

(法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であつて同日の属する月(以下「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定世帯」という。)の数に2分の1を乗じて得た数と特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定継続世帯」という。)の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額」を「1世帯につき23,170円」に改め、同号口中「特定世帯イに定めるところにより算定した額に2分の1を乗じて得た額」を「特定同一世帯所属者(法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であつて同日の属する月(以下「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定世帯」という。)イの額に2分の1を乗じて得た額」に改め、同号ハ中「特定継続世帯イに定めるところにより算定した額に4分の3を乗じて得た額」を「特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定継続世帯」という。)イの額に4分の3を乗じて得た額」に改める。

第16条の5中「540,000円」を「各年度において法第82条の3第3項の規定による通知が行われた日において施行されていた国民健康保険法施行令第29条の7第2項第9号に掲げる額」に改める。

第16条の5の2第1号及び第2号を次のように改める。

- (1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(府の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に係る部分であつて、府が行う国民健康保険の一般被保険者に係るものに限る。次号において同じ。)
- (2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

イ 法附則第 22 条の規定により読み替えられた法第 75 条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額

ロ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法附則第 9 条第 1 項の規定により読み替えられた法第 72 条の 3 第 1 項の規定による繰入金を除く。）の額

第 16 条の 5 の 5 第 1 項第 1 号中「後期高齢者支援金等賦課総額の 100 分の 52 に相当する額を一般被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等（国民健康保険法施行令第 29 条の 7 第 3 項第 4 号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則第 32 条の 9 に規定する方法の例により補正された後の金額とする。）の総額で除して得た数」を「100 分の 2.60」に改め、同項第 2 号中「後期高齢者支援金等賦課総額の 100 分の 33 に相当する額を当該年度の初日における一般被保険者の数で除して得た額」を「一般被保険者 1 人につき 8,860 円」に改め、同項第 3 号中「定めるところにより算定した額」を「掲げる額」に改め、同号イ中「一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の 100 分の 15 に相当する額を当該年度の初日における一般被保険者が属する世帯の数から特定世帯の数に 2 分の 1 を乗じて得た数と特定継続世帯の数に 4 分の 1 を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額」を「1 世帯につき 7,270 円」に改め、同号ロ及びハ中「イに定めるところにより算定した額」を「イの額」に改める。

第 16 条の 5 の 9 中「190,000 円」を「各年度において法第 82 条の 3 第 3 項の規定による通知が行われた日において施行されていた国民健康保険法施行令第 29 条の 7 第 3 項第 8 号に掲げる額」に改める。

第 16 条の 6 第 1 号及び第 2 号を次のように改める。

(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（府の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。）

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

イ 法附則第 22 条の規定により読み替えられた法第 75 条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及

び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額

ロ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額

第16条の7中「、被保険者均等割額及び世帯別平等割額」を「及び被保険者均等割額」に改める。

第16条の9第1項第1号中「介護納付金賦課総額の100分の52に相当する額を介護納付金賦課被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等（国民健康保険法施行令第29条の7第4項第4号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則第32条の10に規定する方法の例により補正された後の金額とする。）の総額で除して得た数」を「100分の2.33」に改め、同項第2号中「介護納付金賦課総額の100分の33に相当する額を当該年度の初日における介護納付金賦課被保険者の数で除して得た額」を「介護納付金賦課被保険者1人につき14,020円」に改め、同項第3号を削る。

第16条の10中「160,000円」を「各年度において法第82条の3第3項の規定による通知が行われた日において施行されていた国民健康保険法施行令第29条の7第4項第8号に掲げる額」に改める。

第18条第1項ただし書を削る。

第23条第1項中「540,000円」を「第16条の5の額」に改め、同項第2号中「270,000円」を「275,000円」に改め、同項第3号中「490,000円」を「500,000円」に改め、同条第3項中「540,000円」を「第16条の5の額」に、「190,000円」を「第16条の5の9の額」に改め、同条第4項中「540,000円」を「第16条の5の額」に、「160,000円」を「第16条の10の額」に改める。

第23条の3第2項中「届出は」を「届出に当たり」に、「を提示して行わなければ」を「の提示を求められた場合においては、これを提示しなければ」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成30年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(適用)

- 2 この条例による改正後の交野市国民健康保険条例（以下「新条例」という。）の規定（葬祭費に係るものを除く。）は、平成30年度分の保険料から適用し、平成29年度分までの保険料については、なお従前の例による。
- 3 新条例第8条の規定は、施行日以後に死亡した者に対する葬祭費の支給について適用し、施行日前に死亡した者に対する葬祭費の支給については、なお従前の例による。